

特別管理廃棄物の分類とその処理方法

特別管理廃棄物とは、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物をいいます。基本的な処理方法はP9に準じます。

| 区分 | 種類 | 性状 | | |
|-----------|-----------------|--|---|---|
| 特別管理一般廃棄物 | PCB 使用部品 | 廃エアコン・廃テレビ・廃電子レンジに含まれる PCB を使用する部品 | | |
| | ばいじん | ごみ処理施設の集じん施設で生じたばいじん | | |
| | ばいじん、燃え殻、汚泥 | ダイオキシン特措法の特定施設である廃棄物焼却炉から生じたもので、ダイオキシン類を3ng-TEQ/gを超えて含有するもの | | |
| | 感染性一般廃棄物 | 医療機関等から排出される一般廃棄物であって、感染性病原体が含まれ若しくは付着しているおそれのあるもの | | |
| 特別管理産業廃棄物 | 引火性廃油 | 揮発油類、灯油類、軽油類（難燃性のタールピッチ類等を除く） （概ね引火点が70度未満の廃油） | | |
| | 腐食性廃酸 | 著しい腐食性を有する pH 2.0以下の廃酸 | | |
| | 腐食性廃アルカリ | 著しい腐食性を有する pH 12.5以上の廃アルカリ | | |
| | 感染性産業廃棄物 | 病院、診療所などの医療機関等から排出される血液や体液等が付着した注射針等の廃棄物で、人が感染し、又は感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着し、又は付着しているおそれのあるもの | | |
| | 特定有害産業廃棄物 | 廃 PCB 等 | ・廃 PCB 及び PCB を含む廃油 | |
| | | PCB 汚染物 | ・ PCB が塗布され、若しくは染み込んだ紙くず ・ PCB が染み込んだ汚泥、木くず、繊維くず ・ PCB が付着し、若しくは封入された廃プラスチック類、金属くず ・ PCB が付着した陶磁器くず、がれき類 | |
| | | PCB 処理物 | ・廃 PCB 等、PCB 汚染物を処理したもので、基準に適合しない PCB 処理物 | |
| | | 廃水銀等及びその処理物 | ・大学及びその附属試験研究機関などにおいて生じた廃水銀又は廃水銀化合物 ・廃水銀処理施設等で回収した廃水銀、廃水銀等の処理物で基準に不適合のもの 等 | |
| | | 廃石綿等（飛散性のもの） | ・建築物から除去した、飛散性の吹き付け石綿 ・石綿含有保温材及びその除去工事から出されるプラスチックシート、防じんマスク、作業衣などで石綿が付着しているおそれのあるもの ・大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん施設によって集められたもの及びその作業に使用した防じんマスク、作業衣、集じんフィルター等用具・器具で石綿が付着しているおそれのあるもの 等 | |
| | | 金属等の有害物質を含む産業廃棄物 | イ 燃え殻、汚泥、鉱さい、ばいじん、廃酸、廃アルカリ | 産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和48年環境庁告示第13号）に定められた溶出試験、含有試験により一定以上の有害物質が判定基準を超えるもの |
| | | | ロ 廃油（右記の廃溶剤に限る。） | トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサン |
| | ダイオキシン類を含む産業廃棄物 | 産業廃棄物の焼却に伴って生じた燃え殻、ばいじん、汚泥等に含まれるダイオキシン類の含有量が3ng-TEQ/gを超えるもの | | |

